

令和8年7月30日

五島市議会議長 片峰 亨 様

陳情人（代表者）

住 所 五島市中央町7番地25

氏 名 丸田 敬章 (代表)

連絡先 090-2080-8438

510 711 8438

五島市が支払った和解金5,800万円について、元職員からの全額求償（回収）の徹底および交渉プロセスの透明化を求める陳情

拝啓

令和8年7月30日付け陳情書を、別紙のとおり提出いたします。

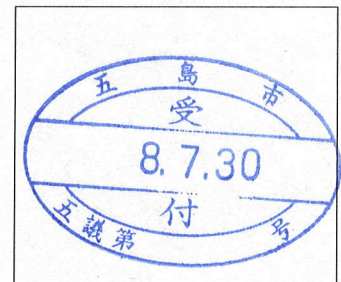
つきましては、本書（控）に下記書類を受領した証として、受付印を押印の上、ご返却くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

【提出書類】

1. 陳情書 正本1通
2. 添付資料 1～5



令和8年7月30日

五島市議会議長 片峰 亨 様

陳 情 書

住所 〒853 - 0002
五島市中央町 7-25
510 けいしょう会
氏名 丸 田 敬 章 ㊞

五島市が支払った和解金 5,800 万円について、元職員からの全額求償（回収）の徹底および交渉プロセスの透明化を求める陳情

【陳情の趣旨】

1. 5,800 万円の全額求償（回収）の徹底

市執行部に対し、元職員に対する 5,800 万円の求償債権について、全額回収を基本方針として、履行期限および返済計画の明確化、資力・資産状況の把握、担保その他の債権保全措置ならびに必要な応じた法的措置を適切に講じるよう求めること。また、十分な調査および合理的根拠のない安易な減額または債権放棄を行わないよう求めること。

2. 求償交渉プロセスの透明化と経過報告

市代理人弁護士と元職員側との交渉について、個人情報、交渉上の正当な利益その他法令上保護すべき情報に配慮しつつ、交渉の進捗、回収方針、返済計画の合意状況および今後の見通しを、議会および市民に可能な限り具体的に報告する

よう市執行部に求めること。不開示とする場合には、その対象、根拠および理由を明確にするよう求めること。

3. 減額等を検討する場合の説明および検証

仮に全額回収が困難であるとして求償額の減額、履行条件の緩和または債権放棄等を検討する場合には、その必要性、資力調査の結果、回収可能額の算定根拠および市民負担への影響を事前に議会へ説明し、必要な議決その他の適正な手続を経ること。また、和解承認時の議会答弁および市民への説明との整合性を検証し、その結果を公表すること。

4. 議会における和解議案の審査過程の検証

本件和解議案の審査に際し、市執行部から議会に対して、和解条項が定まる前の交渉経過、元職員側の支払意思および低額支払いの意向、求償の実効性等について、どのような説明および資料提供が行われたのかを検証すること。あわせて議会が履行期限、返済計画、担保、資産調査および全額回収の見通しについて、どのような審査を行ったのかを明らかにし、その結果を公表すること。

【陳情の理由】

五島市は、元職員の不祥事に端を発した損害賠償請求訴訟において、被害者側へ解決金として5,800万円を支払いました。

市は議会に対し、第一審判決に比べて支払額が大幅に減額された旨を説明しました（添付資料4）。また、全戸配布の『広報ごとう』の市長コラムにおいて、「現在、五島市は元職員に対し、この5,800万円を五島市に支払うよう求めています」と明記しました（添付資料5）。この説明を受けた市民が、市は元職員に対して5,800万円の全額回収を求めていると理解することは自然です。

しかし、情報公開請求により開示された公文書によれば、和解成立前の段階で、元職員側が和解に後ろ向きであり、低額での支払いを条件としていたことが記録さ

れています。また、市側は、和解時には求償権の存在を確認するととどめ、具体的な支払額および支払方法は後に協議する方針を示していました（添付資料1）。

さらに、市が交付した「公文書不開示決定通知書（文書不存在）」（添付資料2）によれば、少なくとも同通知書の決定時点において、返済計画、担保設定および履行期限に関して協議・合意した文書の存在は確認できません。

令和8年2月から6月までの市代理人弁護士と元職員側との交渉記録（添付資料3）からは、双方の提案に隔たりがあり、合意に至っていない状況がうかがわれます。

また、開示文書の重要部分が不開示とされているため、市民が交渉の全体像、回収見込みおよび市の具体的な方針を確認することは困難です。

交渉中の情報や個人情報に一定の配慮が必要であることは理解できます。しかし、5,800万円という多額の公金が支出された以上、市には、債権管理に支障のない範囲で、回収方針、交渉の進捗および返済条件の合意状況を説明する責任があります。現状のままでは、市が全額回収に向けてどのような措置を講じているのかを、市民および議会が十分に検証できません。

市民の税金から5,800万円を支出した一方で、返済計画や履行期限等が明確にならないまま交渉が長期化し、将来、十分な根拠や説明なく求償額が減額されれば、回収できない差額は実質的に市民負担として残ることになります。そのような事態を防ぐためには、全額回収を基本とする厳格な債権管理と、議会による継続的な監視が必要です。

また、本件和解議案の審議において、市執行部は、元職員が市に対して求償金5,800万円の支払義務を負うことを確認する一方、その支払方法および支払金額については、後日、市と元職員との協議により決定するとの和解条項を議会に説明しました。しかし、その説明および答弁では、和解成立前から元職員側が和解に後ろ向きであり、低額での支払いを条件としていたこと、ならびに市がその意向を把握していたことについては説明されていません。

これらの事情は、5,800 万円全額を回収できるかどうか、また、求償金の支払額を後日の協議事項とすることが妥当かどうかを議会が判断する上で、重要な情報であったと考えられます。この重要な交渉経過を議会に説明しなかった市執行部の説明責任は、厳しく検証されなければなりません。

一方、議会も、「5,800 万円の支払義務」を確認しながら、「実際の支払金額は後日協議する」という条項の意味について、減額の可能性、元職員の資力、履行期限、返済計画、担保および全額回収の見通しを十分に確認したのかが問われます。議会は、当時の審査が十分であったのかを自ら検証し、議決機関としての説明責任を果たす必要があります。

以上の理由から、議会におかれましては、市民の財産と税金を守る監視機関として、市執行部に対するチェック機能を十分に発揮していただきたく、本陳情を提出いたします。

添付資料（公文書・証拠資料目録）

【添付資料 1】

和解期日報告書（写し）

概要：元職員側が低額支払いを条件とし、市側が「後ほど協議」と応じていた事実を示す公文書。

【添付資料 2】

公文書不開示決定通知書（文書不存在・写）

概要：同通知書の決定時点において、返済計画・担保設定・履行期限等に関して協議・合意した文書が存在しないとする決定通知書。

【添付資料 3】

市代理人弁護士と元職員側弁護士の最新交渉通信記録（令和 8 年 2 月～6 月・写）

概要：令和 8 年 2 月から 6 月までの交渉経過および一部不開示の状況を示す資料。

【添付資料 4】

市議会議事録抜粋（総務企画部長答弁）

概要：市側が、第一審判決に比べて支払額が大幅に減額された旨を議会に説明した公式記録。

【添付資料 5】

広報ごとう 市長コラム「同じ過ちは繰り返さない」

概要：市民に対し、「5,800 万円を五島市に支払うよう求めています」と周知した広報資料。

以上

【添付資料 4】

◎総務企画部長（坂本聡君） お答えいたします。

今回の和解に応じた理由でございますが、まず、裁判所から提案がありました解決金の額5,800万円でございますが、これにつきましては、第一審の判決に基づき算定した損害賠償金の額と比べて大幅に減額されていることから、裁判における五島市の主張が一定程度認められたと考えられることがございます。このように考えた理由としましては、仮に第一審の判決に基づいて損害賠償金を支払うことになった場合、市の試算では約8,000万円の賠償金の額になると考えております。これと裁判所から、今回、提案がありました解決金の額を比較した場合、約2,000万円以上減額されていることから、この減額部分については市の主張が認められたものと考えているためでございます。

以上でございます。

【添付資料 5】

市長コラム 五島を^{まも}る！

「同じ過ちは繰り返さない」



五島市では、元職員が在職中の平成25年と平成29年に、お年寄りの通帳から現金を引き出す事案がありました。

このうち、平成29年の事案については、窃盗事件として令和3年4月に有罪判決が確定しています。

平成25年の事案は、時効のため刑事事件になりませんでした。しかし、損害賠償請求の裁判が提起され、五島市は解決金として今年2月に被害者のご家族に5,800万円を支払いました。現在、五島市は元職員に対し、この5,800万円を五島市に支払うよう求めています。

五島市は、元職員が起こした2つの事案の原因を調査し、再発防止策を検討するため、今年1月に第三者委員会を設置しました。身内に甘い調査にならないよう、職員への聞き取りや報告書の作成など、すべてを利害関係のない外部の専門家をお願いしました。

令和8年3月31日に第三者委員会からいただいた報告書によると、職員の訪問業務のルールが不十分であり、職員がいつどこにどういう目的で訪問しているかを上司が適切に把握できていませんでした。

また、元職員が、平成23年に所属していた課の職員互助会活動費を断りなく借用していましたが、警察に届け出ていませんでした。

「他人事」との意識が根底にあり、市役所全体で法令を守ろうという当事者意識がなかったと厳しく指摘されました。

五島市は、今回の窃盗事件などが発覚した当時、原因調査や再発防止策を検討していませんでした。また、職員に事実関係を十分に説明せず、文書で綱紀粛正を求めるだけでした。

委員からは、今後、このような事案が発生したら、市役所自らが速やかに調査して再発防止策を検討すること、職員が不安や不信を感じないように適切に情報共有することを求められました。

令和3年5月、被害者のご家族から、「元職員が行った行為を考え、それを管理できなかった組織はどうすべきか考えてほしい。」とのお手紙をいただきました。

手紙をいただいてから5年が経ちました。

現在、勤務する職員は、市民の皆さまのために誠実に業務に励んでおります。

しかし、一度失った信頼を取り戻すことは容易ではありません。五島市は、この失った信頼を取り戻すべく、最善をつくしてまいります。再発防止策が完成しましたら、皆さまにご報告いたします。

期日報告書

令和7年10月10日

五島市 御中

弁護士法人ふくざき法律事務所
プラスワン法律事務所

大阪高裁令和■年(■)第■■■■号損害賠償請求控訴事件の和解期日について、下記のとおり、報告させていただきます。

記

1. 期日概要

場所：大阪高等裁判所（ウェブ会議）

日時：令和7年10月10日（金） 11時00分～

出廷：原告代理人 ■■■弁護士

被告■■■代理人 ■■■弁護士

被告五島市代理人 福崎博孝、川島

内容：以下の通り

裁判官：期日間に五島市から5800万円との裁判所和解案を受諾するとの回答があった。被控訴人側はどうか。

被控訴人：依頼者も了解した。

裁判官：五島市に確認だが、支払期日はどうなるか。

五島市：和解から1カ月程度を確保してもらえば大丈夫である。12月議会で議決を得る予定にしているので、期日を来年1月に設けていただければと考えている。

裁判官：承知した。■■■への請求を処理する関係で、求償についても何らかの記載が必要と考えている。その点について五島市の意向を教えて欲しい。

五島市：求償の条項は設けていただくことが望ましいが、このことが原因で和解ができな

いというのは避けたい。問題なく記載できるのは、求償の確認条項ぐらいでないかと考えている。

裁判官：■■■側はどうか。

■■■：本人は和解について後ろ向きな考えである。五島市が賠償金を支払うことに納得がいかないとの思いが強いようである。とはいえ、求償について低額での支払を認めていただき、それを条項に書けるとなれば了解する可能性は高い。

五島市：現段階で額を定めるのは難しいと考えている。こちらは、条項では求償債権の確認をする程度に留め、後ほど協議をさせてもらえればと考えている。

裁判官：いずれの意向も承知した。五島市の「議会の議決」を得るに当たって条項案が必要と思われるので、次回期日を設けて詰めたいたいと思っている。それで良いか。

五島市：承知した。期日間に■■■代理人とも協議したい。

■■■：承知した。

被控訴人：一応依頼者に確認をしたい。依頼者の意向は年内での和解解決だったので、和解が来年に至ることとか、支払期日とかについても了解を得たいと考えている。もし強い反対意向が示された場合には、早めに情報共有する。

2. 次回期日

令和7年11月5日（水） 10時00分～（ウェブ会議）

以上

令和8年2月13日

■■■■氏代理人
弁護士 ■■■■先生
(fax: ■■■■)

〒850-0034 長崎市樺島町4-6 ソフィアビル2階
弁護士法人ふくざき法律事務所
TEL. (095) 824-8186, FAX. (095) 824-8286

五島市代理人
弁護士 福 崎 博 ■■■■

冠省 文書にて失礼いたします。

大阪高等裁判所令和7年(■)第■■■■号事件の和解調書第2項に基づき、■■■■氏に対し、令和8年2月3日、五島市より金5800万円の支払を行いました。つきましては、同和解調書第3項に記載の求償金について、その支払方法等を協議させていただければと存じます。

貴職もご存知のとおり、五島市は地方自治体であり、今回の支払原資が市民の血税であるため、適切な回収を行う必要があります。その上で、■■■■を提案させていただきます。

記

■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■

以上の内容について、ご検討をよろしくお願いいたします。
取り急ぎ、用件のみにて失礼いたします。

草々

令和 8 年 2 月 27 日

五島市代理人
弁護士 福岡博孝 先生
(FAX 095-824-8286)

御連絡

代理人
弁護士
TEL: FAX:

冠省 日々益々ご清祥のこととお慶び申し上げます
令和 8 年 2 月 13 日付 FAX にて貴職よりいただいたご提案について、
氏と協議し検討いたしました。

五島市による支払原資が市民の血税であり適切な回収を行う必要性があることは氏としても十分に理解するところではございますが、

検討いただけないでしょうか。

よろしくお願いします。

草々

令和 8 年 3 月 1 9 日

■■■■ 氏代理人

弁護士 ■■■■ 先生

(fax: ■■■■)

〒850-0034 長崎市樺島町 4 - 6 ソフィアビル 2 階

弁護士法人ふくざき法律事務所

TEL. (095) 824-8186 , FAX. (095) 824-8286

五島市代理人

弁護士 福 崎 博

冠省 文書にて失礼いたします。

貴職の令和 8 年 2 月 2 7 日付「御連絡」を拝読しました。五島市の代理人として回答させていただきます。

■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■

■■■■ 下記のとおり提示させていただきます。ご検討
ください。

記

■■■■
■■■■
■■■■
■■■■

取り急ぎ、用件のみにて失礼いたします。

草々

令和 8 年 4 月 2 日

五島市代理人
弁護士 福崎博孝 先生
(FAX 095-824-8286)

御連絡

代理人

弁護士

TEL:

FAX

冠省 日々益々ご清祥のこととお慶び申し上げます

令和 8 年 3 月 1 9 日付 FAX における再提案について、[REDACTED] 氏と協議し
検討いたしました。

ご検討をお願いします。

よろしく申し上げます。

草々

令和8年4月17日

■■■■氏代理人

弁護士 ■■■■先生

(fax: ■■■■)

〒850-0034 長崎市樺島町4-6 ソフィアビル2階

弁護士法人ふくざき法律事務所

TEL. (095) 824-8186 , FAX. (095) 824-8286

五島市代理人

弁護士 福 崎 博

冠省 文書にて失礼いたします。

貴職の令和8年4月2日付「御連絡」を拝読しました。五島市の代理人として回答させていただきます。

■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■

■■■■ご再考をお願いいたします。

記

■■■■
■■■■
■■■■
■■■■

取り急ぎ、用件のみにて失礼いたします。

草々

令和8年5月7日

五島市代理人
弁護士 福崎博孝 先生
(FAX 095-824-8286)

御連絡

代理人
弁護士
TEL: FAX:

冠省 日々益々ご清祥のこととお慶び申し上げます

令和8年4月17日付FAXにおける再提案について、改めて 氏と
協議し検討いたしました。

ご再考ください。

草々

令和8年5月27日

■■■■氏代理人

弁護士 ■■■■ 先生

(fax:092-714-2379)

〒850-0034 長崎市樺島町4-6 ソフィアビル2階

弁護士法人ふくざき法律事務所

TEL.(095) 824-8186, FAX.(095) 824-8286

五島市代理人

弁護士 福 崎 博 ■■■■

冠省 文書にて失礼いたします。

貴職の令和8年5月7日付「御連絡」を拝読しました。五島市の代理人として回答させていただきます。

■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■

■■■■ ご承知おきください。

記

■■■■
■■■■
■■■■
■■■■

取り急ぎ、用件のみにて失礼いたします。

草々

令和8年6月19日

五島市代理人
弁護士 福岡博孝 先生
(FAX 095-824-8286)

御連絡

代理人
弁護士
TEL: FAX:

冠省 日々益々ご清祥のこととお慶び申し上げます

令和8年5月27日付FAXにおいて、

との要望をいただきました。

しかしながら、

と、ご理解賜るよう、お願い申し上げます。

他方、

草々



公文書不開示決定通知書（文書不存在）

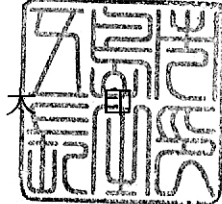
7五総第3536号

令和8年2月13日

510けいしょう会

代表 丸田 敬章 様

五島市長 出口



令和8年2月2日付けで請求があった公文書の開示について、公文書を保有していないことにより開示しないことを決定したので、五島市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり通知します。

公文書の名称 又は内容	国家賠償法にかかる「元職員に対する求償権の行使に関し、具体的な返済計画、担保設定、または履行期限について協議・合意した内容が分かる一切の文書」
公文書を保有 していない理由	現時点では、請求があった内容の公文書は何も作成していないため。
担当課	総務企画部 総務課 法制係 電話番号 0959 - 72 - 6110
備考	令和8年2月2日付けの請求では、請求書の様式名が「公文書任意的開示申出」となっておりましたが、請求内容から公文書開示請求の趣旨と思われましたので「公文書開示請求書」として処理しました。



公文書不開示決定通知書（文書不存在）

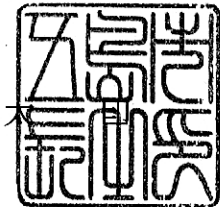
8五総第404号

令和8年5月7日

510けいしょう会

代表 丸田 敬章 様

五島市長 出口



令和8年4月23日付けで請求があった公文書の開示について、公文書を保有していないことにより開示しないことを決定したので、五島市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり通知します。

公文書の名称 又は内容	国家賠償法にかかる解決金支払後の「元職員に対する求償権の行使に関し、具体的な返済計画、担保設定、または履行期限について、協議・合意した内容が分かる一切の文書」のうち、合意に係る文書
公文書を保有 していない理由	現時点において相手方と何も合意していないため、請求があった内容の公文書のうち、合意に係る公文書は何も作成していない。
担当課	総務企画部 総務課 法制係 電話番号 0959 - 72 - 6110
備考	



様式第3号（第3条関係）

公文書部分開示決定通知書

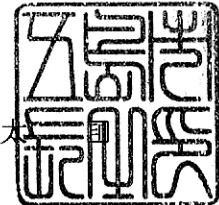
8五総第404号

令和8年5月7日

510けいしょう会

代表 丸田 敬章 様

五島市長 出口 太



令和8年4月23日付けで請求があった公文書の開示について、五島市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

公文書の名称 又は内容	国家賠償法にかかる解決金支払後の「元職員に対する求償権の行使に関し、具体的な返済計画、担保設定、または履行期限について、協議・合意した内容が分かる一切の文書」のうち、協議に係る文書	
開示の日時 及び場所	日時	令和8年5月8日 午前・午後 1時00分
	場所	総務企画部総務課
開示の方法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☒ 写しの交付（ ☐ 郵送）	
開示しない部分 及びその理由	開示しない部分 (1) 交渉相手及び解決金を支払った相手の氏名 (2) 交渉相手の代理人に関する情報並びに交渉相手の代理人及び五島市の代理人の印影 (3) 事件番号 (4) 相手方との交渉内容等 開示しない理由 (根拠) 五島市情報公開条例第7条第2号に該当 (理由) (1)については、個人に関する情報に該当するため。 (根拠) 五島市情報公開条例第7条第3号アに該当 (理由) (2)については、事業を営む個人に関する情報に該当するが、公にすることにより当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (根拠) 五島市情報公開条例第7条第2号に該当 (理由) (3)については、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるため。 (根拠) 五島市情報公開条例第7条第6号に該当 (理由) (4)については、現在交渉中の事務であり、公にすることで当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。	
上記の「開示しない理由」がなくなる期日	——年——月——日（この日以後であれば、この公文書を開示することができます。開示を希望する場合は、同日以後、改めて開示請求をしてください。）	